

議 第 44 号  
平成29年 7月 7日提出

熊本市文化財保護委員会委員の委嘱について

熊本市文化財保護委員会の委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市文化財保護委員会条例（昭和42年条例第20号）第4条及び同条例第5条の規定により、熊本市文化財保護委員会委員を委嘱する為、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和28年条例第40号）第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

## 熊本市文化財保護委員会委員名簿（五十音順）

氏 名	担当分野	所 属 団 体 ・ 役 職 等	備考
有木 芳隆	美術	熊本県立美術館主幹	再任
伊東 龍一	建築	熊本大学大学院教授	再任
筈場 佳江	文化一般	熊本県ユニセフ協会運営委員	再任
小畑 弘己	考古	熊本大学教授	再任
小堀 俊夫	文化一般	茶道・肥後古流・白水会会長	再任
鈴木 元	文学史	熊本県立大学教授	再任
鈴木 寛之	民俗	熊本大学准教授	再任
立石 邦子	文化一般	熊本県ユニセフ協会理事	再任
長野 克也	植物	東海大学教授	再任
前川 清一	建造物（石造物）	熊本県文化財保護審議会委員	再任
村上 豊喜	歴史	崇城大学非常勤講師	再任
山尾 敏孝	土木	熊本大学シニア教授	再任

（任期：平成29年7月15日～平成31年7月14日）

# 熊本市文化財保護委員会委員の選任について(案)

文化振興課

旧

新

任期：平成27年7月15日～平成29年7月14日				
専門分野	氏名	性別	在職	所属
1 考古	小畑 弘己	男	2	熊本大学教授
2 石造物	前川 清一	男	2	熊本県文化財保護審議会委員
3 歴史	村上 豊喜(委員長)	男	6	崇城大学非常勤講師
4 文学史	鈴木 元	男	2	熊本県立大学教授
5 建築	伊東 龍一	男	4	熊本大学大学院教授
6 美術	有木 芳隆	男	2	県立美術館主幹(学芸員)
7 土木	山尾 敏孝(副委員長)	男	4	熊本大学シニア教授
8 民俗	鈴木 寛之	男	4	熊本大学准教授
9 植物	長野 克也	男	4	東海大学教授
10 文化一般	小堀 俊夫	男	2	茶道・肥後古流・白水会会長
11 文化一般	立石 邦子	女	2	熊本県ユニセフ協会理事
12 文化一般	笠場 佳江	女	2	熊本県ユニセフ協会運営委員

適否	選任理由
	いずれの委員も下記「選任の基本方針」に合致するとともに、人格・識見が高く、有為な意見をいただいております。引き続き選任することが相応しいから。

任期：平成29年7月15日～平成31年7月14日				
専門分野	氏名	性別	在職	所属
1 考古	小畑 弘己	男	4	熊本大学教授
2 石造物	前川 清一	男	4	熊本県文化財保護審議会委員
3 歴史	村上 豊喜	男	8	崇城大学非常勤講師
4 文学史	鈴木 元	男	4	熊本県立大学教授
5 建築	伊東 龍一	男	6	熊本大学大学院教授
6 美術	有木 芳隆	男	4	県立美術館主幹(学芸員)
7 土木	山尾 敏孝	男	6	熊本大学シニア教授
8 民俗	鈴木 寛之	男	6	熊本大学准教授
9 植物	長野 克也	男	6	東海大学教授
10 文化一般	小堀 俊夫	男	4	茶道・肥後古流・白水会会長
11 文化一般	立石 邦子	女	4	熊本県ユニセフ協会理事
12 文化一般	笠場 佳江	女	4	熊本県ユニセフ協会運営委員

在職年数はH29.7.14現在

在職年数はH31.7.14見込

<熊本市文化財保護委員会条例> (抜粋)	
第3条	保護委員会は、文化財の指定、指定の解除及び保存並びに活用等の事項に関し・・・これらの事項を審議する。
第4条	保護委員会は、12人以内の委員をもって組織する。
第5条	委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第5条第2項	委員は再任されることができる。
第6条	保護委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。

<審議会等の設置等に関する指針> (抜粋)	
第7条(3)	一の審議会等の委員に8年を超える期間継続して選任しないこと。
(4)	・・・男女それぞれの数が概ね同数となるよう努めること。

文化財保護委員会委員	
任務	文化財の指定、指定の解除及び保存並びに活用等の事項に関し、市教育委員会の諮問に応じ、教育委員会に意見を具申し、このために必要な調査研究を行い、及びこれらの事項を審議する。
役割の整理	～H26 毎月開催し、全ての案件を諮っていた。 H27～ 過去許可した案件は事務局で判断し、異例・重要な案件のみ委員に諮ることとした。結果として開催は年3回程度。

<p>&lt;選任の基本方針&gt;</p> <p>審議会等の設置等に関する指針に沿い、<u>在職8年を超える委員を選任しない。</u></p> <p>審議会等の設置等に関する指針に沿い、概ね半数となるよう女性の選任を図るが、専門性に鑑み、女性は少なくとも2名以上を確保する。(男女共同参画課協議済み)</p> <p>バランスの取れた多様な意見を求めるため、各専門分野は1名ずつ、文化一般は3名とし、大学のバランスも考慮する。</p> <p>専門性を重視し選任するものであり、仮に任期途中で現所属を退任しても引き続き委員として依頼する。</p>	<p>文化財の保護及び活用は、市長事務局において教育委員会事務を補助執行しているため、文化財保護委員会委員の選任は、教育委員会会議に諮る必要がある。</p>
--	--